

記事内の表記について



- **イベントダイヤル**=町田市イベントダイヤル(☎724・5656)に電話で申し込み(電話受付時間=午前7時~午後7時)/番号のかけ間違いにご注意ください。
- **イベシス**=町田市イベント申込システム インターネットのイベント申込システム(右記二次元コード)に**コード**を入力し、24時間申し込み可/イベシスで1次受付を行う催し・講座の募集数は定員の半数です。
- **市HP**=町田市ホームページ ● **HP**=ホームページ



凡例	対 対象	日 日時	場 会場	内 内容
	講 講師	定 定員	費 費用	
	申 申し込み	問 問い合わせ		

※催しや講座など、申込方法の記載がない場合は直接会場へおいでください。

募集

町田市ふるさと農具館 指定管理者

詳細は募集要項等(市HPでダウン

ロード)をご覧ください。
対農業に関する施設またはこれに類する施設等の運営実績を有する法人、その他の団体**対家施設**町田市ふるさと農具館(野津田町2288番地)
指定期間2024年4月1日~2029年

3月31日(5年間) **申**必要書類をお持ちのうえ、5月8日~12日に直接農業振興課(市庁舎9階)へ(郵送不可)。
問農業振興課☎724・2166

高齢者在宅サービスセンター(公設デイサービス)等 指定管理者

詳細は募集要項(市HPでダウンロード)をご覧ください。

対高齢者在宅サービスセンターまたは高齢者福祉センターの運営実績を有する法人、その他の団体**対家施設**小山田高齢者在宅サービスセンター、高齢者福祉センターふれあい桜館、つくし野デイサービスセンター、デイサービス森野、デイサービス南大谷、玉川学園高齢者在宅サービスセンター、本町田高齢者在宅サービ

センター、デイサービス忠生、デイサービス三輪、デイサービス榛名坂、デイサービス高ヶ坂、デイサービスあいはら**指定期間**2024年4月1日~2029年3月31日(5年間) **申**必要書類をお持ちのうえ、5月8日午前9時~12日に直接いきいき総務課(市庁舎7階)へ。

問いきいき総務課☎724・3291

新型コロナワクチン 接種情報

※この記事の情報は3月27日現在のものです。

問新型コロナワクチン接種相談コールセンター
☎732・3563(受付時間=午前9時~午後5時)
FAX050・3161・8634(お電話が難しい方のお問い合わせ先)

5月8日から、①65歳以上の方②5~64歳で、基礎疾患等のある方③医療従事者等を対象に接種を開始します(「令和5年春開始接種」)。①~③に該当しない方は9月から接種が行われる予定です。詳細は市HPをご覧ください。

■4月から生後6か月~4歳の方は市内の病院・診療所等で接種ができます

実施日程や実施医療機関(病院・診療所等)は市HPをご覧ください。

※**新型コロナワクチン接種は強制ではありません。**
ワクチン接種における予防効果と副反応をよく理解したうえで、接種をご検討ください。

最新情報は市HPをご覧ください。



講座・イベント情報誌 生涯学習NAVI 好き!学び!

問生涯学習センター☎728・0071

春号を発行しました。配布場所等の詳細はこちら▶



4月1日から 学校教材費等公会計事業が全国で初めてスタートしました!

問教育総務課☎724・2173

町田市立小・中学校の授業で使用するドリルやキット類等の教材教具や、校外活動に係る費用などは、保護者にご負担いただいています。

今までは、各学校長が保護者から集金したお金で、品物やサービスなどを購入しており、その会計処理は、主に教員が担っていましたが、教員の働き方改革を進めることを目的に、2023年度から、学校教材費等を「公会計化」し、市が保護者から集金及び会計処理を担う仕組みに改めます。

学校に教材選定の裁量を残した形で学校教材費等の公会計化を行うの

は、全国で初の取り組みです。

【ここが変わります!】

○保護者の利便性の向上

学校教材費等の納付のための口座振替取扱金融機関が拡充されるとともに、事務手続きが学校給食費と統合され、利用しやすくなります。

○教員業務負担の軽減

今まで各学校で行っていた保護者からの集金や未払いの保護者への対応を市が代わって行うことで、教員の負担を軽減し、授業準備や子どもたちと向き合う時間を増やすことができます。

パブリックコメント予告

市では、条例・計画などの策定を進めるに当たり、市民の皆さんにご意見を伺います

4月22日から、下記のパブリックコメント(意見公募)の実施を予定しています。

案件名	(仮称)町田市子どもにやさしいまち条例(素案)
募集期間	4月22日(土)~5月21日(日)
案の公表方法	・本紙4月15日号に概要を掲載(4月22日以降) ・市HPに詳細を掲載 ・市役所、各市民センター、各市立図書館等で資料の閲覧、配布 ※各窓口で開所日・時間が異なります。
意見等の提出方法	・郵便 ・FAX ・メール ・子ども総務課(市庁舎2階)ほか、指定の窓口へ提出
担当課	子ども総務課☎724・2876

公開している会議 傍聴のご案内

会議名	日時	会場	定員	申し込み
町田市教育委員会定例会	4月14日(金)午前10時から	市庁舎10階会議室10-2~5		直接会場へ 問 教育総務課☎724・2172
町田市自殺対策推進協議会	4月27日(休)午後1時30分~3時30分	市庁舎2階会議室2-2	3人(申し込み順)	事前に電話で健康推進課(☎724・4236)へ

令和5年度の後期高齢者医療保険料について

問個別の相談・個人情報を含むこと=保険年金課☎724・2144、
制度のこと=広域連合お問合せセンター☎0570・086・519(IP電話、PHSの方は☎03・3222・4496)

後期高齢者医療制度の保険料は、病気やケガをしたときの医療費などの支払いに充てるため、医療費総額の一定割合を被保険者の方に納めていただくものです。

保険料率は2年ごとに見直され、東京都内で均一となります。

【2023年度の保険料率】

2022年度から均等割額、所得割率に変更はありません。

【保険料の軽減について】

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています(表1参照)。

【所得割額の軽減(東京都後期高齢者

医療広域連合独自の政策)

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。2022年度から変更はありません。

【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。なお、低所得による均等割額の軽減(表1)に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

【保険料の納め方について】

次に該当する方は、一定期間は普通徴収(納付書による納付)となります。①75歳になった方または65歳~74歳で一定の障がいがあると広域連合から認定された方②上記①の

資格を有し、他の区市町村から転入した方

その後、公的年金の受給額が年額18万円以上で、介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、1回当たり受け取る年金額の2分の1以下の方は、特別徴収(公的年金から天引き)に自動的に切り替わります。

表1 均等割額の軽減の概要

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (29万円(注1) × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数-1) × 10万円 + (53万5000円(注2) × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(令和5年1月1日時点)の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します/世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります/世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中で東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います/年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者及び世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。
(注1)2022年度は28万5000円/ (注2)2022年度は52万円